

平成 24 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 日 本 航 空 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 植 木 義 晴
(コード番号：9201 東証)
問 合 せ 先 上 場 準 備 室 長 木 藤 祐 一 郎
(TEL 03-5460-3755)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 24 年 8 月 3 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出しの実施を承認する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- (1) 売 出 人 並 び に 株 式 会 社 企 業 再 生 支 援 機 構
売 出 株 式 の 種 類 当 社 普 通 株 式 175,000,000 株
及 び 数 か か る 売 出 株 式 数 の 内 訳 は、 国 内 売 出 株 式 数 131,250,000 株 及 び 海 外 売 出 株 式 数 43,750,000 株 の 予 定 で あ り ま す が、 最 終 的 な 内 訳 は、 上 記 総 売 出 株 式 数 の 範 囲 内 で、 需 要 状 況 等 を 勘 案 の 上、 平 成 24 年 9 月 10 日 (売 出 価 格 決 定 日) に 決 定 さ れ る 予 定 で あ り ま す。
- (2) 売 出 方 法 国 内 及 び 海 外 に お け る 同 時 売 出 し と し ま す。
- ①国内売出し
日本国内における売出しとし、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及びSMBC日興証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人（以下、「国内引受人」と総称します。）に、国内売出しに係る全株式を引受価額で連帯して買取引受させます。なお、共同主幹事会社のうち、国内売出しにおけるジョイント・ブックランナーは大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びSMBC日興

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は株式会社企業再生支援機構より入手することができます。同文書には日本航空株式会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

証券株式会社とし、国内売出株式につき、国内主要機関投資家に対しての販売を行うことができるものとします。

②海外売出し

欧州及び米国を中心とする海外市場における売出し（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）とし、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International 及び Morgan Stanley & Co. International plc を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下、「海外引受人」と総称し、国内引受人とあわせて、以下、「引受人」と総称します。）に、海外売出しに係る全株式を引受価額で総額個別買取引受させます。

国内売出し及び海外売出し（以下、「グローバル・オファリング」と総称します。）のグローバル・コーディネーターは大和証券株式会社とします。

- (3) 売 出 価 格 未定（今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、相場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年9月10日（売出価格決定日）に引受価額と同時に決定される予定です。）
- (4) 申 込 期 間 平成24年9月11日（火曜日）から
（ 国 内 ） 平成24年9月14日（金曜日）まで
- (5) 申込株数単位 100株
- (6) 株式受渡期日 平成24年9月19日（水曜日）
- (7) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額との差額の総額を、引受人の手取金とします。
- (8) 前記各項のほか、株式売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において承認し、その他株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任します。
- (9) 前記各項のうち国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (10) 国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止いたします。また、海外売出しが中止された場合には、国内売出しも中止されることがあります。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は株式会社企業再生支援機構より入手することができます。同文書には日本航空株式会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

【ご参考】

1. 売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数	当社普通株式	175,000,000 株
	(うち国内売出株式数	131,250,000 株
	海外売出株式数	43,750,000 株)

最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、下記(3)記載の売出価格決定日に決定される予定であります。

- (2) 需要の申告期間 平成24年8月31日(金曜日)から
(国 内) 平成24年9月7日(金曜日)まで
- (3) 売出価格決定日 平成24年9月10日(月曜日)(売出価格は仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、引受価額と同時に決定される予定であります。)
- (4) 申 込 期 間 平成24年9月11日(火曜日)から
(国 内) 平成24年9月14日(金曜日)まで
- (5) 株 式 受 渡 期 日 平成24年9月19日(水曜日)

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は株式会社企業再生支援機構より入手することができます。同文書には日本航空株式会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとしてとらえており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保金を確保しつつ、業績に応じ株主の皆さまへ継続的に配当を行うことにより、積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、不安定な燃油市況や、災害、テロ等のイベントリスクの発生によるダウンサイドリスクに耐えうる強固な財務体質を構築するための備えとして、また、いかなる事業環境下においても利益を確保できるよう収益力を強化するための投資に充当することで、企業価値の向上を図り、株主の皆さまへの利益還元の寄与に努めてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、今回の株式売出し後、積極的に株主の皆さまへの利益還元を実施したいと考えており、上場初年度である平成 25 年 3 月期において配当を予定しておりますが、具体的な配当金額につきましては現時点では未定です。今期における目指すべき配当性向として、連結当期純利益の 15%程度を株主への配当に充てる意向です。

翌期以降の利益配分の具体的増加策については現時点では決定しておりませんが、今後とも、内部留保の充実と投資資金の確保を前提に、積極的に利益還元を行うよう努めてまいります。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書」をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は株式会社企業再生支援機構より入手することができます。同文書には日本航空株式会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

(4) 過去2決算期間の配当状況

回次	第 62 期	第 63 期
決算年月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月
1 株当たり当期純利益 (連結) (円)	3, 523. 39	1, 029. 03
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金) (円)	— (—)	— (—)
実績配当性向 (連結) %	—	—
自己資本当期純利益率 (連結) %	—	63. 6
純資産配当率 (連結) %	—	—

- (注) 1. 第 62 期は会社更生計画の認可決定日翌日 (平成 22 年 12 月 1 日) から始まり平成 23 年 3 月 31 日をもって終了した決算期間であります。
2. 第 62 期において、平成 22 年 12 月 1 日付で会社更生計画に基づき発行済株式の全てを消却することで、資本金全額を減資し、第三者割当増資を行っております。
3. 1 株当たり当期純利益は、各期の当期純利益を、期中平均発行済普通株式数で除した数値です。
4. 実績連結配当性向及び連結純資産配当率は、当該 2 決算期間において配当を行っていないため記載しておりません。
5. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純損益を自己資本 (期首の少数株主持分控除後の連結純資産額と期末の少数株主持分控除後の連結純資産額の平均) で除した数値です。なお、第 62 期の自己資本連結当期純利益率は、第 61 期の純資産額がマイナスであるため、記載しておりません。

3. 配分の基本方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針です。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は株式会社企業再生支援機構より入手することができます。同文書には日本航空株式会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

4. ロックアップについて

グローバル・オファリングに関連して、売出人を除く本日時点における全ての株主（信託口を通じて保有される当社普通株式については、その委託者兼受益者）が、グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日後 180 日目の日までの期間（以下、「ロックアップ期間」といいます。）中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、グローバル・オファリングに関連して、当社は、グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換又は交換され得る有価証券の発行、当社普通株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を約束する予定であります。

(注)「2. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は株式会社企業再生支援機構より入手することができます。同文書には日本航空株式会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。